



じ
自

ゆう
遊

じ
時

かん
間

第 129 号

令和2年 2月 1日

◇ コスモス通所者の皆さんとボランティアさんとの交流もちつき大会 ◇

「昨年12月20日に、紅白もちを含め4うすをつき、会食・ゲーム等で交流しました」



ボランティア活動保険の更新のお知らせ！

「ボランティア活動保険」は、日本国内におけるボランティア活動中におこる様々な事故に対する備えとして無償で活動するボランティアの方々のための補償制度です。

◎ボランティア活動保険の概要

1. 特長

- ①ボランティア活動のための往復途上の事故も補償します。
- ②ボランティア活動には、ボランティア活動のための学習会または会議なども含まれます。
- ③ボランティア自身の食中毒（O-157など）や特定感染症を補償します。
- ④熱中症（日射病・熱射病）による障害も補償します。
- ⑤天災タイプでは、基本タイプにおける補償に加え、天災（地震・噴火・津波）によるケガも補償します。

2. 加入申込人（加入対象者）（ご加入いただける方）

社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティアセンターなどに登録されているボランティア、ボランティアグループ、団体

※登録されている団体とは、社会福祉法人、NPO法人、社団法人、財団法人、学校法人、医療法人、地方公共団体、その他地域福祉活動の推進に取り組む団体です。

※営利企業（株式会社・有限会社・合同会社、合資会社・合名会社等）が社員のボランティア活動を支援・推奨する場合において、社員の自由意思に委ねる活動であれば対象とし、営利企業名での加入申込みを可能とします。なお、企業の営利事業の一環として行う活動や、業務出張等を含む業務として行う活動は、対象外となります。

3. 対象となるボランティア活動

日本国内における「自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動」で、下記①から③までのいずれかに該当する活動とします。

- ①グループの会則に則り企画、立案された活動であること。
（グループが社会福祉協議会に登録されていることが必要です。）
- ②社会福祉協議会に届け出た活動であること。
- ③社会福祉協議会に委嘱された活動であること。

4. 対象とならないボランティア活動

- ◎自発的な意思による活動とは考え難いもの
- ◎ボランティア団体・グループの構成員の親睦のための活動
- ◎PTA、自治会、町内会、老人クラブ、子ども会などボランティア活動以外の目的でつくられた団体・グループが行う組織運営や団体構成員の親睦のための活動
- ◎有償のボランティア活動（交通費、昼食代、活動のための原材料費などの実費弁償としての支給については無償とみなします。）
- ◎自宅で行う活動
- ◎企業等の営利事業の一環として行う活動や、業務出張等を含む業務として行うボランティア活動
- ◎企業活動、プロスポーツチーム、音楽イベント等のサポートのためのボランティア活動

5. 補償期間

- ・令和2年4月1日午前0時から令和3年3月31日午後0時までの1年間
- ・途中加入の場合は、加入手続きの完了した日の翌日午前0時から令和3年3月31日午後0時までとなります。

6. その他

現在、ボランティア登録及びボランティア保険に加入いただいている方については、継続とみなし、自動的に保険加入となります。また、保険料については、本会で負担いたします。

新規登録・脱退、ボランティア活動を中止する方は、下記までご連絡ください。

【問い合わせ先】 総合社会福祉センター内 ボランティアセンター 電話：485-2503

得意な分野で無理なく楽しくボランティア活動をはじめませんか！

◇ボランティアセンターに登録・活動をしていただいている内容を紹介します。

- ・給食宅配サービス：調理、配送、運転ボランティア
(毎週木曜日：給食の調理、利用者宅への配達及び食器等回収、安否確認等)
- ・布団乾燥サービス：運転及び布団乾燥機操作等ボランティア
(月4～5回：布団の上げ下げが困難な高齢者等宅に伺い、布団乾燥サービス)
- ・行事、イベントバザー等出店ボランティア
(福祉運動会運営、行事等の運営、愛情銀行物品預託品を、バザー出店・販売)
- ・愛情銀行物品預託品整理等ボランティア
(随時：愛情銀行物品預託品の整理・使用済切手シートはがし及び整理)
- ・しべちゃコスモス施設：行事同行、畑作業等ボランティア
(行事等の同行軽介助・畑開き、除草、収穫等)
- ・あったかボランティア：傾聴（お話し）ボランティア
(随時：利用者さん宅訪問・施設等訪問 1時間程度)



◇ボランティア活動・登録しませんか！

ボランティアセンターでは、ボランティア活動を始めたい方や社会貢献したい方、ちょっとお手伝いしてもいいよという方のご相談もお受けしていますので、気軽に下記までお問い合わせください。また、事業に係るボランティア活動に登録していただいた方については、本会で、ボランティア活動保険に加入し、保険料を負担いたします。

◎得意分野例

- ・囲碁、将棋、麻雀のお相手、楽器演奏や踊りの披露
- ・書道、手話、手芸、絵、パソコン、体操等の指導

※活動場所として、福祉センター館内施設を、無償で貸し出しますので、ご相談ください。



運転ボランティアさんを募集します！

- ・活動内容 給食宅配サービス事業のお弁当を、配達員の方と一緒に同乗していただき、利用者さん宅へお弁当を届ける運転ボランティアです。
- ・実施日 毎週木曜日
- ・活動時間 午前10時30分～午後2時00分
(配送経路等の打ち合わせや配送後の安否確認状況等の引継ぎを行います。配送場所によって時間の変更があります。) 詳しい詳細については下記までお問い合わせください。



◇◇◇「標茶町女性のつどい」フリーマーケット出店のお知らせ！◇◇◇

日時：令和2年3月1日（日）午後1時45分～午後3時まで
場所：標茶町コンベンションホール「ういす」
※ボランティアセンター、しべちゃコスモスも出店しますので、お立ち寄りください！



【問い合わせ】

総合社会福祉センター内 ボランティアセンター 電話：485-2503

標茶町社会福祉協議会愛情銀行運営について

愛情銀行は、善意金品の預託と払出、火災による被災家庭への寝具の贈呈、来町行旅放浪人等の救済、生活困窮な標茶町民に対して支援とその他、目的達成に必要な福祉事業の増進を図ることを目的として運営しています。

○愛情銀行金銭預託・指定払出の流れ

指定払出例1：福祉太郎（父）が亡くなり、生前のお礼として、標茶町愛情銀行へ応分の寄附をし、愛情銀行から、地域会等へ金円の指定払出・社会福祉協議会（社会福祉事業資金として）へ金円の寄附

指定払出例2：福祉花子（本人）がケガをして入院、たくさんの方々からお見舞いを頂戴し、お見舞い返しの際は生活改善の趣旨により廃止し、標茶町愛情銀行へ応分の寄附をし、愛情銀行から地域会等へ金円の指定払出・ハガキによる礼状・社会福祉協議会（社会福祉事業資金として）へ金円の寄附

愛情銀行例3：福祉次郎（夫）が亡くなり、生前のお礼として、社会福祉事業資金及び標茶町愛情銀行へ金円の寄附

※ハガキによる礼状：生活改善によりムダ、ムリの多いお返しを廃止し、礼状でお返しにかえましょう！病気見舞い・出産祝・新入学祝・進学祝・葬儀等の文例を用意しておりますので活用ください。

（別途ハガキ代がかかります）

※社会福祉協議会へ寄附された方については、寄附金控除の適用を受けられます。

※愛情銀行金銭預託・指定払出等の詳細については、下記までお問い合わせください。

○預託される物品等について次の点にご協力ください。

①衣類については、すぐに払出しができるよう洗濯した物。

②シミ、ほつれ、破れ、毛玉、汚れのひどいものは受け入れできません。

③食器類については、未使用のものに限ります。

④保管場所に限りがあります、物品の引き取れない場合がありますので、預託の際は事前にお問い合わせください。また、預託された物品は、イベント等に出店し、払出した売上金は、地域福祉を推進するための貴重な財源として活用させていただいております。

※町立中学校、高校の制服も愛情銀行で預託しております。尚、預託された制服は、愛情銀行から払出しをしておりますので、有効に活用してみませんか？

○プルタブリング回収について

回収方法については、愛情銀行物品預託と同様、事務所まで持参していただき、愛情銀行申込書に必要事項等を記入していただきます。また、受付や広報等には一切載せたくない、事務所に入りたくないという方には、玄関自動ドア内に回収カゴを設置しておりますので、カゴにお入れください。

注意：プルタブリングは、アルミ製に限る。

愛情銀行預託状況

（敬称を省略させていただきます）

（物品預託）

令和元年12月15日～令和2年1月14日

住所	氏名	預託内容
富士	大栄運輸（有）	使用済切手 544枚 未使用切手 66枚 未使用ハガキ 4枚
旭	（株）サトケン	使用済切手 1,110枚
麻生	麻生ピンポンクラブ	使用済切手 2,013枚
旭	標茶郵便局	使用済切手 11,444枚

皆様の善意ありがとうございました

発行 社会福祉法人 標茶町社会福祉協議会

標茶町ボランティアセンター

（電話） 015-485-2503

ホームページアドレス：www.shibecha-shakyo.jp